

国家知識産権局「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法（意見募集稿）」

意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
全般	<p>本弁法は、一般的に、人民法院の訴訟判決を待たずに、国家知識産権局の判断や行政裁決のみで、事件処理の進行や行政裁決の執行などができるように規定されている。</p> <p>しかし、当事者が、国家知識産権局の判断や裁決について人民法院に提起して争っている訴訟期間中は、処理手続の進行及び行政裁決の執行は中止・延期とすべきであり、そのように各規定の修正を要望する。</p>	<p>社会公衆に及ぼす影響の大きな重大な専利権侵害紛争について、事件処理の進行や行政裁決の執行を、人民法院の訴訟判決を待たずに、国家知識産権局の判断や行政裁決のみで可能と規定していることは不適切である。</p> <p>専利権紛争について、人民法院と独立して事件処理や行政裁決執行できることは、専利権紛争処理機関が中国国内に独立して2機関存在することになり、中国国内の専利権紛争処理を混乱させるものである。特に、重大な専利権侵害紛争については、その行政裁決の執行が社会公衆に及ぼす影響が大きいことから、セーフティーバーとして人民法院での訴訟期間中は処理手続及び行政裁決の執行は中止・延期とすべきである。</p>
第三条	<p>『本弁法にいう重大な専利権侵害紛争とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。</p> <p>(一) 重大な公共利益に関わる場合</p> <p>(二) 業界の発展に重大な影響を与える場合</p> <p>(三) 省・自治区・直轄市を跨ぐ重大事件に該当する場合</p> <p>(四) その他の国家知識産権局が行政裁決を行うべき重大事件に該当する場合』</p> <p>の記載内容に関して、次のとおり要望する。</p> <p>(二) の「業界」に関して、単なる「業界」では範囲が曖昧であることから、「社会公衆に及ぼす影響の大きい」等のより明確な定義を付加することを要望する。</p> <p>(三) の「省・自治区・直轄市を跨ぐ」との記載だけでは不明瞭であることから、「紛争発生地が</p>	<p>(二) の「業界」には、大小様々な規模の業界がある。単に「業界」との規定であると、社会・経済に及ぼす影響の小さな小規模の業界であっても規定に含まれてしまうことから不適切であり、より明確な定義を付加すべきである。</p> <p>(三) の「省・自治区・直轄市を跨ぐ」の記載だけでは不明瞭であるので、「専利行政法執行弁法」第五条のように、「紛争発生地が2つ以上の省・自治区・直轄市を跨ぐ」と修正すべきである。</p> <p>(四) の規定内容が不明瞭であるため、第三条の他の要件と関係なく、国家知識産権局の裁量で「重大な専利権紛争」と決定できてしまうことから不適切である。職権乱用とならないように削除すべきである。</p>

	<p>2つ以上の省・自治区・直轄市を跨ぐ」と修正することを要望する。</p> <p>(四) について削除を要望する。</p>	
第四条	<p>本条に(五)として、次の規定を追加することを要望する。</p> <p>※下線部分が追記。</p> <p>(五) <u>被請求人が人民法院での解決を望まない場合</u></p>	<p>行政裁決を認めることは専利権侵害に対するダブルスタンダードを誘発する可能性がある。従って、人民法院での解決を第一とし、被請求人が望む場合に限って行政裁決の対象とすべきである。</p>
第五条	<p>『重大な専利権侵害紛争に対する行政裁決を請求する場合、『専利行政法執行弁法』の関連規定に基づいて請求書及び関連証明資料を提出すると同時に、被請求人の所在地又は権利侵害行為地の省・自治区・直轄市の専利事業管理部門から発行された、<u>第三条の状況に合致する関連証明資料を提出しなければならない。</u>』とあるが、</p> <p>上記下線を付した部分の「第三条の状況に合致する関連証明資料」が具体的にどのようなものか分かるように、該当する証明資料を例示することを要望する。</p>	<p>「第三条の状況に合致する関連証明資料」に該当する証明資料とは、どのような証明資料なのか不明瞭である。</p>
第六条	<p>(1) 本条中の『国家知識産権局は、全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件について、管轄権のある地方の専利事業管理部門に移管して処理させることができる。』の記載を削除することを要望する。</p> <p>(2) 上記の削除が認められない場合、「全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件」の定義が不明瞭であるため、これが第三条に基づいて判断されるのであれば、「第三条に基づき」と追記することを要望し、異なる判断基準があるならば、それを明確に規定することを要望する。</p>	<p>(1) 地方の専利事業管理部門への移管は、高い専門性を必要とする専利権侵害に対する行政判断の統一性を損なう可能性が高いため、移管を行うべきではない。</p> <p>(2) 「全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件」と規定されているが、第三条の『本弁法にいう重大な専利権侵害紛争とは』の定義には、「全国的に重大な影響」の表現は用いられていないため、第六条に規定される「全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件」の判断基準が明確ではない。</p> <p>特に、「全国的に重大な影響を有する状況に至っ</p>

		ていない事件」か否かを国家知識産権局が判断するため、定義を明確にしないと判断が異なってしまう恐れがある。
第七条	『省・自治区・直轄市の専利事業管理部門は、管轄区内の関連行政裁決処理請求について、 <u>事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当すると認めた場合、国家知識産権局に報告して行政裁決を仰ぐことができる。</u> 』 とあるが、 上記下線を付した部分の「全国的に重大な影響を与える状況に該当」の定義が不明瞭である。これが第三条に基づいて判断されるのであれば、「第三条に基づき」と追記することを要望する。異なる判断基準があるならば、それを明確に規定することを要望する。	「事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当」と規定されているが、第三条の『本弁法にいう重大な専利権侵害紛争とは』の定義には、「全国的に重大な影響」の表現は用いられていないため、第七条に規定される事案の判断基準が明確ではない。 特に、「事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当」するか否かの判断を、省・自治区・直轄市の専利事業管理部門が行うため、定義を明確にしないと判断が異なってしまう恐れがある。
第九条	『事件処理担当者の忌避については、事件処理担当部門の主要責任者が決定する。』 とあるが、決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。	事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。
第十条	本条の規定を次の通り修正することを要望する。 ※取消線の部分が削除、下線部分が追記。 (1) 『国家知識産権局は、立件日から 5 営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に発送し、それらを受領した日から <u>1530</u> 日以内に、 <u>中華人民共和国に住所がない被請求人は 45 日以内に</u> 、答弁書を提出するとともに請求人の人数分の答弁書の副本を提出するよう要求しなければならない。』 (2) 『国家知識産権局は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、 <u>重大な専利権侵害紛争の行政裁決を行う際に、同一の専利権を侵害した</u>	(1) 重大な専利権侵害紛争であると認められた事件は、通常の紛争に比べて検討に要する時間も長く必要であるため、答弁期間に猶予が与えられて然るべきである。 なお、本弁法第六条には「事案が特に複雑な場合又は他の特殊な状況がある場合、承認を経て、立件期間を 15 営業日延長することができる」とあるように、国家知識産権局側の猶予は認められている。 また、外国の被請求人にとっては、翻訳や代理事務所からの転送などの時間を考慮する必要があり、より長い回答期間を設けることを要望する。 (2) 第二条、第三条、第四条、第五条においては、「重大な専利権侵害紛争」と表記されているが、本条では「専利権侵害紛争」と表記されて

	<p>事件を併合処理することができる。』</p>	<p>おり統一されていない。</p> <p>本弁法における「重大な専利権侵害事件」は、改正専利法（2021年6月1日施行）にて新設された第70条第1項の「国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。」に基づいて中央政府の国家知識産権局が処理するものであり、既存の「専利行政執行弁法」において扱われる「専利権侵害紛争」と誤解されないようにすべきと考える。</p>
<p>第十一条</p>	<p>『請求人が同意しない場合、その他の当事者を第三者として追加することができる。』</p> <p>とあるが、 誰が追加を決定できるのか明確に規定することを要望する。</p>	<p>被請求人が独自の判断で「その他の当事者を第三者として追加」できるのか否かが不明瞭である。誰が追加を決定できるのかを明確にすべきである。</p>
<p>第十二条</p>	<p>本条を次の通り修正することを要望する。 ※取消線の部分が削除、下線部分が追記。</p> <p>『当事者が確かに客観的な事由により関連証拠を収集することができない場合、書面にて国家知識産権局に調査・証拠収集をするよう請求することができる。<u>当該請求がなされた場合、国家知識産権局は、立証されるべき事実の有無を判断するために被請求人当事者が所持又は管理する関連証拠の調査・収集が必要であり、被請求人当事者が事件の対象となっている専利権を侵害したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、請求人当事者が自ら又は他の手段によっては当該関連証拠の収集を行うことができないと認められるときに限り、請求に応じて、関連証拠を調査・収集することができ、職権により関連証拠を自発的に調査・収集することもできる。</u> <u>ただし、当該関連証拠の収集に要すべき時間又は調査・収集を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなる場合、著しく被請求人当事者の</u></p>	<p>被請求人にとって、自己の工場等に立ち入られて現場検査を受けたり、質問や調査を受けたりするのは、大きな負担を強いられることになる。そのため、次の何れかに該当する場合には認められるべきではない。</p> <p>①証拠の収集が必要でない場合 ②侵害の蓋然性が存在しない場合 ③請求人において他の手段で容易に証拠を入手できる場合 ④被請求人に不相当なほどに大きな負担を強いられる場合</p> <p>また、例えば、生産ラインの停止やサンプル提供を要する証拠収集は、被請求人に過大な経済的損失を与えることになるため、本規定が当事者解決における脅しの材料として利用される可能性がある。従って、証拠収集が被請求人の利益を損なう場合には、証拠収集の対象外とすべきである。</p>

	<p>利益を損なう場合、その他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>事件処理担当者が調査又は検査を行う場合、2名を下回ってはならず、かつ当事者又は関係者に証明書を提示しなければならない。』</p>	
第十四条	<p>(1) 『協議が成立しなかった場合、国家知識産権局が指定する。』とあるが、 決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。</p> <p>(2) 『取り決めがない場合、鑑定費用は鑑定申請者が先に立て替え、処理決定が下された時に責任者が負担する。』とあるが、 上記下線を付した部分の「責任者が負担する」を、「当事者が折半して負担する」に修正することを要望する。 なお、これが認められない場合、「責任者」とは誰を指すのか明確に規定することを要望する。</p>	<p>(1) 事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。</p> <p>(2) 「責任者」の表記では鑑定費用の負担者が明確ではないため、明確にすることを要望するが、当事者間で鑑定費用の協議がなされなかった場合、または協議が纏まらなかった場合には、当事者が折半するのが合理的である。</p>
第十五条	<p>本条の一部を次のように修正することを要望する。 ※取消線の部分を削除。</p> <p>『技術調査官は、専利審査と審判・無効審理部門、業界協会、大学、科学研究機構、企業・事業機構等における関連分野の技術者から選出することができる。』</p> <p>また、上記の一文に関して、第九条の「事件処理担当者の忌避」と同様に、当事者が忌避を申請できることの追記を要望する。 併せて、事件処理担当者による決定に対して当事者が人民法院に不服申立できることの追記を要望する。</p>	<p>専利権紛争で扱われる証拠には企業秘密が多く含まれ、第三者の介入は極力制限されるべきである。特に、企業・事業機構等における関連分野の技術者は、本条の技術調査官には不適であると考えられる。</p> <p>また、「技術調査官」は当事者と利害関係を有する場合もあるので、当事者からの申請により忌避できるようにすべきである。</p> <p>更に、事件処理担当部門の決定について、当事者が人民法院に不服申立できるようにすべきである。</p>

<p>第十六条</p>	<p>本条の一部を次のように修正することを要望する。 ※下線部分を追記。</p> <p>『口頭審理を行うことを決定した場合、少なくとも口頭審理の 3 営業日前に、<u>中華人民共和国に住所がない当事者に対しては少なくとも 15 営業日前に</u>、口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。』</p>	<p>外国の関係当事者にとっては、翻訳や代理事務所からの転送など国内当事者にはない手間が発生するため、口頭審理の通知に余裕が必要である。</p>
<p>第十七条</p>	<p>第二項を、以下の通り修正することを要望する。 ※取消線の部分が削除、下線部分が追記。</p> <p>(一) 請求人の発行した検索報告書又は専利権評価報告書からは、<u>实用新案又は意匠専利権が専利権付与条件を満たさないとすべき欠陥が見られない場合</u></p> <p>(二) 無効宣告手続において、既に当該实用新案又は意匠専利に対し有効を維持する旨の決定を下されている場合及びその後の<u>人民法院への訴訟手続において、既に係争専利権に対し有効を維持する旨の決定が確定している場合</u></p> <p>(三) 当事者からの中止理由が明らかに成立しない場合</p>	<p>(一) 「請求人の発行した検索報告書又は専利権評価報告書」は専利権の有効性を確定するものではないことから、検索報告書又は専利権評価報告書を基にして、事件処理担当者が事件処理の継続や中止を判断すべきではない。従って、(一) は削除すべきである。</p> <p>(二) における「無効宣言手続」は、实用新案と意匠専利だけを対象にしているが、事件処理の継続や中止は、発明専利の無効宣言手続についても対象にして規定すべきである。</p> <p>また、専利権（発明・实用新案・意匠）の有効性は、国家知識産権局による無効宣言手続での維持の決定後に、当事者が人民法院に提訴した場合、人民法院の訴訟判決によって確定するものである。最終確定ではない国家知識産権局の無効宣言手続の決定だけで、事件処理の継続や中止を決定すべきではない。</p> <p>(三) 「当事者の中止理由が明らかに成立しない場合」の規定は不明瞭であり、事件処理担当部門の裁量の範囲が広すぎる。</p> <p>また、そもそも事件処理の中止を当事者が請求できることも規定されていないので、規定として整合していない。従って、(三) は削除すべきである。</p>
<p>第十八条</p>	<p>『以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、事件を取り下げることができる。』</p>	<p>被請求人に対し、事件の取り下げとその理由が通知されることを明確にしたい。</p>

	<p>とあるが、 国家知識産権局が事件を取り下げた場合には、 関係当事者に通知する旨も規定することを要望 する。</p>	
第二十条	<p>本条の一部を次のように修正することを要望す る。 ※下線部分を追記。</p> <p>『国家知識産権局は<u>重大な</u>専利権侵害紛争を 処理するに当たって、立件日から 90 日以内に処 理決定を下さなければならない。』</p>	<p>第二条、第三条、第四条、第五条においては、 「重大な専利権侵害紛争」と表記されているが、 本条では「専利権侵害紛争」と表記されており統 一されていない。</p> <p>本弁法における「重大な専利権侵害事件」は、 改正専利法（2021 年 6 月 1 日施行）にて新 設された第 70 条第 1 項の「国务院専利行政部 門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じ て、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛 争を処理することができる。」に基づいて中央政府 の国家知識産権局が処理するものであり、既存 の「専利行政執行弁法」において扱われる「専利 権侵害紛争」と誤解されないようにすべきと考 える。</p>
第二十一 条	<p>本条の『法律に規定する場合を除き、訴訟期間 中、行政裁決の執行を停止しない。』の記述に 関して、次の通り要望する。</p> <p>(1) 「法律に規定する場合」とあるが、関係す る「法律」がどの法律を指すのか明記すること を要望する。</p> <p>(2) 次の通り修正することを要望する。 『法律に規定する場合を除き、訴訟期間中、行 政裁決の執行を停止しない。<u>但し、被請求人が 担保を提供した場合は執行を猶予し、執行の期 限を訴訟判決の確定まで延長する。</u>』 ※下線部分を追記</p>	<p>(1) 「法律に規定する場合」とあるが、どのよう な法律を指しているのか不明であるので、行政裁 決の執行が停止しない場合が想定できない。どの ような法律を指しているのか明確にすべきである。</p> <p>(2) 「中華人民共和國民事訴訟法」第二百 三十一条にも執行の規定があるが、同法と第二 十一条は異なる規定となっているため、紛争解 決に混乱が生じる恐れがある。第二十一条の規 定は同法を概ね準用して規定すべきである。同 法第二百三十一条を概ね準用し、被請求人が担 保を提供した場合、訴訟判決の確定までは執行 を延長するよう規定すべきである。</p> <p>※参考 「中華人民共和國民事訴訟法」第二百三十一 条 「執行において、被執行人が人民法院に対し担</p>

		保を提供し、且つ、執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、及び執行の期限を暫定的に延長することができる。」
第二十三条	<p>本条の一部を次のように修正することを要望する。</p> <p>※下線部分を追記。</p> <p>『本弁法に定めていないものについては、『専利行政法執行弁法』及び国家知識産権局による<u>重大な専利権侵害紛争</u>の行政裁決に関する規定に従う。』</p>	<p>第二条、第三条、第四条、第五条においては、「重大な専利権侵害紛争」と表記されているが、本条では「専利権侵害紛争」と表記されており統一されていない。</p> <p>本弁法における「重大な専利権侵害事件」は、改正専利法（2021年6月1日施行）にて新設された第70条第1項の「国务院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。」に基づいて中央政府の国家知識産権局が処理するものであり、既存の「専利行政執行弁法」において扱われる「専利権侵害紛争」と誤解されないようにすべきと考える。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)